

第1次経営計画に基づき実施する事業

【1の柱】 新たな事業推進スタイルの創出 —滋賀の縁創造実践センターとの協働—

1 縁センターのリーディングプロジェクトとの協働

滋賀の民間福祉関係者が自覚者・責任者として、福祉課題の解決に向けた先駆的な取組を進める滋賀の縁創造実践センターとともに実践を推進することを通して、社会的孤立・社会的排除のない共に生きる地域づくりを推進します。

(1) 「滋賀の“縁”」認証事業の推進

○見出す

市町社協と連携を図りながら、県内で展開されている地域福祉活動や地域貢献活動の中から「滋賀の“縁”」認証にふさわしい先駆的な実践を積極的に発掘し、滋賀の縁認証委員会へ推薦します。

【目標：先駆的实践活動の発掘 30か所／担当：県社協全部門】

○育む

「滋賀の“縁”」認証を目指して奨励すべき実践やこれから共生の場づくりを始めようとしている活動に対して、これらの活動が「縁・共生の場」として定着していくよう働きかけを行うとともに、必要に応じて研究者や専門職とも連携を図りながら助言や支援を行います。

○広げる

①第2回しが地域福祉フォーラムの開催

滋賀県社会福祉大会と併せて開催する「しが地域福祉フォーラム」において、「滋賀の“縁”」として認証されたモデル的な実践や奨励すべき実践を紹介・報告する機会を設け、その意義や活動を展開する上での工夫などを伝えることにより、「縁・共生の場」づくりを県内に広げていきます。

②「小地域福祉活動事例集」(Vol. 11)の発行

今後の地域福祉活動の参考としてもらうため、「滋賀の“縁”」に認証された活動など、市町社協等を通して把握した好事例をまとめ、発行します。

(2) 「遊べる学べる淡海子ども食堂」づくりの推進

滋賀の縁創造実践センターのリーディングプロジェクトとして推進されている「遊べる学べる淡海子ども食堂」(以下「子ども食堂」という。)について、地域の中に縁を紡ぎ出す象徴的な実践として、県内に普及・定着していけるよう、事業立ち上げの際のアドバイスやコーディネート、推進のための組織づくり、持続的な運営を支える人材の育成を推進します。

①(仮称)子どもの笑顔を育む縁ネットの設立と活動の推進

- 子ども食堂を県下に広めていくための推進組織として、官民がともに参画する「(仮称)子どもの笑顔を育む縁ネット」(以下「縁ネット」という。)の設立に向けた発起人会を立ち上げるとともに、下半期の設立に向けて準備を進めます。
- 縁ネットの事務局として、子ども食堂の活動を支援する民間資金の受け皿としての子ども未来基金の活用やフードバンクの設立など、縁ネットが行う支援のスキームを検討し、具体化を図ります。

【目標：縁ネットの設立／平成28年9月を目途／担当：事業部門】

②生きがい就労・地域づくりマイスター（仮称）資格取得講座の開催

滋賀の縁創造実践センターがリーディングプロジェクトとして推進している「遊べる学べる淡海子ども食堂」など、地域課題に取りくむ団体やグループの持続的な活動を支える人材を育成するため、レイカディア大学の併設講座として、元気高齢者を対象とした活動運営マネージャーの養成講座を開催します。また、修了者に対しては独自の資格を付与し、運営マネージャーとしてのモチベーションを高めます。

・学習内容…座学、社協訪問、現場体験研修（実習）、グループ演習、報告会、検討会など

【目標：養成講座修了者数 25人／担当：人材部門、事業部門】

③子ども食堂の立ち上げ支援

- a. 子ども食堂の立ち上げにかかる経費の助成
- b. 子ども食堂の立ち上げを支援するコミュニティー・ソーシャル・ワーカーの養成および資質向上のための研修会の開催
- c. スクール・ソーシャル・ワーカーによる福祉と教育の連携

【目標：立ち上げを支援する子ども食堂の数 34か所／担当：人材部門、事業部門】

2 「縁・支え合いの県民運動」の推進

滋賀の縁創造実践センターが目指す「縁・支え合いの県民運動」を推進するため、滋賀県ボランティアセンターにおいて、市町社協と協働で、誰もが気楽に参加できるボランティア体験プログラムを企画・実施します。

(1)「福祉ボランティア体験プログラム」の実施

「めざせ10,000人」福祉ボランティア体験活動を進めるため、県内の全ボランティア・コーディネーターを対象に「福祉ボランティア体験プログラム」企画講座を開催するとともに、講座の中で企画したプログラムを実践します。

【目標：新たなボランティア体験者数 3,000人／担当：事業部門】

(2) 社会人を対象とした「縁実践ボランティア体験プログラム」の企画実施

淡海フィランソロピーネットとの協働による体験プログラムを企画実施します。

【目標：体験者数 100～120人／担当：事業部門】

(3)「縁・支え合いの県民運動」の気運醸成のための取組

レイカディア大学が行う「ボランティアの日」の活動について、企画段階からボランティアセンターが連携することにより、「縁・支え合いの県民運動」の気運醸成につなげていきます。

3 課題解決のためのネットワークづくり

市町社協や社会福祉法人等との協働により、「課題」を中心に据えて協働して解決を図っていくネットワークづくりを推進します。

(1)滋賀の縁塾「多職種連携チームづくり」と連動した実践者及び支援者交流会の実施

滋賀の縁創造実践センターとともに各圏域での実践者・支援者交流会を開催し、圏域や市町域における福祉課題の解決に向けた実践者・支援者のネットワークづくりを進めます。

【目標：開催回数 7回（1回×7圏域）／担当：事業部門】

(2) 多職種連携マネジメント研修の開催

社協職員等がコミュニティ・ソーシャルワークの基礎を学ぶため、総合生活支援基礎研修、生活支援コーディネーター養成研修、社会的孤立・生活困窮者支援と地域福祉に関する研修を多職種連携マネジメント研修の共有プログラムとして実施します。

4 実践を通じた多様な人材の発掘と門戸を開いた参加しやすい事業の開発

「レイカディア大学」の学生やOBをはじめとした、社会参加、社会貢献意欲の高い高齢者が地域の課題解決（地域づくり）に貢献する新たな「働き方」を研究・試行し、滋賀モデルとしての構築を目指します。

(1) 生きがい就労・地域づくりマイスター（仮称）資格取得講座の開催 【再掲】

滋賀の縁創造実践センターがリーディングプロジェクトとして推進している「遊べる学べる淡海子ども食堂」など、地域課題に取りくむ団体やグループの持続的な活動を支える人材を育成するため、レイカディア大学の併設講座として、元気高齢者を対象とした活動運営マネージャーの養成講座を開催します。また、修了者に対しては独自の資格を付与し、運営マネージャーとしてのモチベーションを高めます。
・学習内容…座学、社協訪問、現場体験研修（実習）、グループ演習、報告会、検討会など

【目標：養成講座修了者数 25人／担当：人材部門、事業部門】

(2) 生活支援と介護支援の担い手づくりの推進

元気高齢者が、地域で不足する「生活支援サービス」や「介護サービス」等の人材として活躍できる仕組みづくりと滋賀県独自の資格付与制度の創設に向けて検討を進めます。

【2の柱】 2025年を見据えた介護・福祉人材確保・育成の推進
—介護・福祉人材センターの再構築と地域福祉の新たな担い手づくり—

1 介護・福祉人材センターの機能強化

(1) 2025年を見据えた挑戦的な事業の企画・実施

介護・福祉人材センターの企画調整機能を強化し、本会が実施する介護・福祉人材確保・育成に関する事業の総合調整、新規事業の検討・企画と実施に向けた調整等を行います。特に、平成28年度においては、社会福祉施設等と連携を図りながら、次の取組を進めます。

- ①介護・福祉の職場で働く人たちの登録制度の検討と制度設計
- ②介護の場で働く意欲を持つ元気高齢者を対象とした滋賀県独自資格認証制度の検討・試行
- ③潜在介護人材再就業支援の枠組みづくりと試行
- ④介護職員実務者研修の平成29年度実施に向けた準備・調整
- ⑤研修事業のあり方検討

2 未就業者の獲得を目指した取組の推進

一人でも多くの新規就業者を獲得するため、あらゆる機会をとらえた相談支援活動を展開します。併せて、若年層の獲得に焦点を当て、高校や大学等へのアプローチを強化

します。

また、高齢者が介護人材として就労することができるよう、滋賀県独自の人材養成と資格制度の創設に向けた研究とモデル的な取組を開始します。

(1) 求職者を就労に着実に結びつける相談支援の実施

①多様な相談機会の確保

求職者に介護・福祉の仕事や職場に関する情報を届け、就職相談に応じる機会として、ハローワーク、就業支援機関、社会福祉施設等と連携しながら、出張相談・巡回相談や就職フェアを開催します。

②求職者に対する伴走型支援の実施

これまでの就職相談のあり方を見直し、介護・福祉人材センターへの来所者や出張相談等で相談に応じた求職者を他分野に逃すことなく、介護・福祉の職場への就労に確実に結びつけられるよう、きめ細かな就職支援を行います。

a. 求職者に対する定期的な情報提供や個別ガイダンスの実施

b. 職場体験事業の実施

c. 就職後のフォローアップのための職場訪問や相談支援

d. 新規就業者を対象とした交流会の開催

(2) 高校生・大学生に対する人材確保対策の強化

高校生や大学生が介護・福祉の仕事を進路として選択するよう、学校訪問やカフェの開催、体験活動、修学資金の貸付等を一体的、総合的に実施します。

①福祉の仕事入門スクールの開催（高校）

②滋賀の縁創造実践センターと連携・協働した「ふく・楽c a f e～縁～（～ふくしの仕事と楽しく生きる～）」（介護・福祉の現場で働く現役職員と大学生の交流会）の開催

③介護福祉士修学資金等貸付事業、保育士修学資金等貸付事業の実施

(3) 介護分野へ元気高齢者の就労促進

介護人材が不足する中、意欲のある高齢者が生きがいを持って介護・福祉の現場で働くことができるよう、高齢者を対象とした滋賀県独自資格付与制度の創設に向けた検討とモデル的实践を行います。

3 再就業希望者への就業支援に関する取組

平成29年度から予定されている離職した介護福祉士の届出制度の導入に向けて、社会福祉施設や関係団体等と連携を図りながら、潜在有資格者や経験者の把握・登録を進めるとともに、再就業を後押しするための事業を実施します。

(1) 潜在的介護人材再就業支援システムの構築

介護人材の把握と登録、就業ブランクを埋めるための再教育、再就職準備金貸付、新たな就職先の斡旋など、関連の事業を有機的に結び付けた支援システムの構築を図ります。

(2) 潜在的有資格者再就業支援事業の滋賀県老人福祉施設協議会との共同実施

(3) 再就職準備金貸付事業の実施

4 就業者の介護・福祉業界への定着支援の取組

介護・福祉人材の確保に向けて、介護・福祉の仕事のイメージアップを図るため、これまでの広報活動を抜本的に見直し、介護・福祉に直接関係しない人たちを含む社会全体とのコミュニケーションを通じて、介護・福祉の仕事への理解やイメージアップ、魅力発信を図る効果的な広報やイベントを検討し、実施します。

また、福祉職場への人材定着を図るため各種研修を実施します。

(1) 介護・福祉の仕事の魅力の発信強化

①効果的な広報の検討と実施

介護・福祉関係者と広告デザインやソーシャルメディアの関係者など広報のプロフ

ェッショナルを加えた「介護・福祉の仕事 魅力発信チーム」を組織して、新たな視点で戦略的な広報を検討し、実施します。

②マスコミと連携したキャンペーンの企画と実施

③他団体が主催する研修、啓発活動、職場説明会等を活用した効率的な広報の実施

(2) 人事労務管理に関するセミナーの開催

(3) ブラザー・シスター制度

より多くの事業所にブラザー・シスター制度を理解し導入してもらうよう、種別団体と協力して定着に向けた研修会等を開催し、制度のPRに努めます。

また、職場内研修支援事業として、登録講師制度などを活用し、職場内研修など各種学習活動にかかる講師の紹介や相談を実施します。

①ブラザー・シスター育成研修

②ブラザー・シスター育成支援員派遣事業の実施

【目標：ブラザー・シスター養成数 30人／担当：人材部門】

③職場内研修支援事業の実施(登録講師(12名)による派遣研修)

(4) 介護職員実務者研修通信課程の平成29年度実施に向けた準備

全国社会福祉協議会中央福祉学院が実施する介護職員実務研修通信課程について、本会における平成29年度からのスクーリング実施に向け、準備・調整を行います。

【3の柱】 **i t o g a - i s m** 実践の思想を学ぶ生涯福祉学習の推進
—誰もが暮らしやすい共生社会の実現を目指す「福祉滋賀」の土台づくり—

1 市町社協と共同で進める福祉学習への取組

(1) 生涯福祉学習プログラムの開発

県民の福祉意識を醸成していくため、ボランティアセンターが中心となって、対象者別の生涯福祉学習プログラムを市町社協や社会福祉施設等と共同で開発します。

①全社協モデル事業を活用し、市町社協との協働で対象者別の福祉学習プログラムを開発するとともに、同プログラムを活用した福祉学習をモデル的に実践します。

②社会人を対象とした「縁実践ボランティア体験プログラム」の企画・実施（再掲）
淡海フィランソロピーネットとの協働による体験プログラムを企画・実施します。

【目標：体験者数 100～120人／担当：事業部門】

2 滋賀県社協が先導する福祉学習の取組

「誰もが暮らしやすい共生社会」の実現を目指した福祉学習を、県社協の実施する事業により先導すべく取り組みます。

(1) 「福祉ボランティア体験プログラム」の実施（再掲）

「めざせ10,000人」福祉ボランティア体験活動を進めるため、県内のすべてのボランティア・コーディネーターを対象に「福祉ボランティア体験プログラム」企画講座を開催するとともに、講座の中で企画したプログラムを実践していきます。

【目標：新たなボランティア体験者数 3,000人／担当：事業部門】

(2) 県社協の資源を活用した福祉学習の推進

本会の事業である「インスタントシニア体験事業」を効果的に組み入れた福祉学習

プログラムの開発に取り組みます。

【4の柱】 組織基盤強化のための改革の推進
—自主的・持続的な法人経営を目指す組織の確立—

1 法人組織（理事会・監事会・評議員会・種別委員会）の見直し

(1) 法人経営体制の再構築

①法人組織（理事会・監事会・評議員会）の見直し

社会福祉法の改正趣旨を踏まえ、法人組織について下記のとおり見直しを行います。また、28年度中に定款を変更し、新評議員を選任します。

a. 理事会の見直し

定数・選出区分・開催回数・運営方法を見直します。

b. 監事会の見直し

選出区分・監査回数を見直します。

c. 評議員会の見直し

定数・選出区分・開催回数・運営方法を見直します。

②種別委員会の見直し

各部門が所管する事業運営委員会等について、協議内容や運営方法など現状を把握した上で、会長の諮問機関としての役割が果たせるよう、そのあり方を抜本的に見直します。また、見直し結果を踏まえ、平成29年度において、順次、組織体制が刷新できるよう準備を進めます。

2 経営基盤の強化

(1) 経営計画と連動した人事管理制度の導入

①法人職員採用・育成計画の策定

平成29年度に向けた職員採用に間に合うよう、中期的な観点から法人職員の確保と育成を進めていくための「道しるべ」として、法人職員採用・育成計画に策定します。

②新たな人事管理制度の導入検討と試行的実施

役割等級制度・人事考課制度・目標管理制度の3制度を組み合わせた人事管理制度の導入に向けて検討・制度設計を進め、年度内の試行を目指します。

【目標：目標管理制度は、平成28年度は管理職を対象として試行し、平成29年度から全正規職員を対象を広げる。役割等級制度・人事評価制度は、平成29年度は試行期間、平成30年度から正式に導入。／担当：経営部門】

③給与・賞与制度の見直し

新たな人事管理制度と連動した給与・賞与制度について検討し、年度内に結論を得ます。

(2) 事務局機能の強化

①重点的な資源配分と業務の効率化

a. 事務事業の見直し

限られた職員体制の中で、効率的の業務を遂行していくため、各部門において事務事業の見直しを適宜行います。特に、恒常的に業務量が多い経理・会計事務については、アウトソーシングを含め、抜本的な見直しを行います。

②プロジェクトチームの設置

第1次経営計画に基づく事業を計画的・効果的に推進していくため、会長・副会

長を中心とした部門横断的なテーマ別のプロジェクトチームを設置します。

(3) 新たな収益事業の開発や民間財源の開拓

会長・副会長ならびに外部有識者を加えた検討チームを立ち上げ、自主的・持続的な法人経営を支える自主財源の確保方策について、多角度から検討します。また、その検討内容を平成29年度の事業計画に反映できるよう、順次、具体化・事業化を図ります。

平成 28 年度事業計画（部門別）

【経営部門】

1 法人経営改革の推進

社会福祉法人制度改革に伴い、経営情報開示や財務規律の確立ならびに法人経営体制の再構築に取り組みます。

併せて、第1次経営計画に基づき、経営基盤強化の検討を開始し、順次実行します。

経 (1) 法人経営体制の再構築

①法人組織（理事会・監事会・評議員会・種別委員会）の見直し

・社会福祉法の改正趣旨を踏まえ、法人組織について下記のとおり見直しを行います。また、28年度中に定款を変更し、新評議員を選任します。

a. 理事会の見直し

定数・選出区分・開催回数・運営方法を見直します。

b. 監事会の見直し

選出区分・監査回数を見直します。

c. 評議員会の見直し

定数・選出区分・開催回数・運営方法を見直します。

②種別委員会の見直し

・各部門が所管する事業運営委員会等について、協議内容や運営方法など現状を把握した上で、会長の諮問機関としての役割が果たせるよう、そのあり方を抜本的に見直します。また、見直し結果を踏まえ、平成29年度において、順次、組織体制が刷新できるよう準備を進めます。

経 (2) 経営計画と連動した人事管理制度の導入

①法人職員採用・育成計画の策定

・平成29年度に向けた職員採用に間に合うよう、中期的な観点から法人職員の確保と育成を進めていくための「道しるべ」として、法人職員採用・育成計画に策定します。

②新たな人事管理制度の導入検討と試行的実施

・役割等級制度・人事考課制度・目標管理制度の3制度を組み合わせた人事管理制度の導入に向けて検討・制度設計を進め、年度内の試行を目指します。

【目標：目標管理制度は、平成28年度は管理職を対象として試行し、平成29年度から全正規職員を対象を広げる。役割等級制度・人事評価制度は、平成29年度は試行期間、平成30年度から正式に導入。】

③給与・賞与制度の見直し

・新たな人事管理制度と連動した給与・賞与制度について検討し、年度内に結論を得ます。

2 適切な法人経營業務の遂行

第1次経営計画の進捗管理や社会福祉法人制度改革への対応を進めるとともに、現定款・諸規定等に基づき社会福祉法人として適切な経営を行うため、次の会務を行います。

(1) 役員会等の開催

①会長・副会長会議の開催

②理事会、監事会、評議員会の開催

経 (2) プロジェクトチームの設置

・第1次経営計画に基づく事業を計画的・効果的に推進していくため、会長・副会長を中心とした部門横断的なテーマ別のプロジェクトチームを設置します。

経 (3) 事務事業の見直し

- ・限られた職員体制の中で、効率的の業務を遂行していくため、各部門において事務事業の見直しを適宜行います。特に、恒常的に業務量が多い経理・会計事務については、アウトソーシングを含め、抜本的な見直しを行います。

経 3 新たな収益事業の開発や民間財源の開拓

会長・副会長ならびに外部有識者を加えた検討チームを立ち上げ、自主的・持続的な法人経営を支える自主財源の確保方策について、多角度から検討します。また、その検討内容を平成29年度の事業計画に反映できるよう、順次、具体化・事業化を図ります。

4 広報の充実

(1) 福祉情報の提供

- ・本会機関誌である「福祉しが」やホームページにおいて、本会事業や社会福祉関係情報を広く提供していきます。

(2) 広報のあり方検討

- ・広報を経営機能の一つとして捉えなおし、法人に直接関係しない人たちを含む社会全体とのコミュニケーションを図り、法人が幅広い信頼を得ることができるよう、時代に即した新しい広報のあり方を検討します。

5 災害時等にも迅速かつ的確に機能する体制の維持

大規模自然災害等が発生した際、緊急時に必要な本会業務が迅速かつ的確に実施できるよう、体制の維持等を図ります。

(1) 事業継続計画に基づく大規模災害発生時の事務局体制維持訓練の実施

(2) 事業継続計画の点検・見直し

(3) 近畿ブロック府県社協との連絡調整

- ・県内外で大規模な災害が発生した場合、「近畿ブロック府県・指定都市社会福祉協議会災害時の相互支援に関する協定」の幹事県として、的確な被災地支援活動等を行うため、情報収集・発信と支援活動の調整を行います。

6 第2回滋賀県社会福祉大会の開催

滋賀県社会福祉大会を開催し、社会福祉事業功労者および社会福祉活動協力者に対して表彰または感謝を授与するとともに、住民主体の地域福祉活動や関係機関・団体が協働して実施している地域福祉事業を広く県民に伝え、地域福祉活動・事業を一層の促進を図ることを目的とした「第2回しが地域福祉フォーラム」を併せて開催します。

7 社会福祉事業・社会福祉を目的とする事業への支援

(1) 社会福祉法人等経営指導事業の実施

- ・社会福祉法人制度改革に伴う財務規律の強化に対応するとともに、地域における公益的な取組に資するために、社会福祉法人の経営改善に関して専門相談員による助言指導を行います。

(2) 各種助成を通じた事業・活動支援

- ・本会が設置する基金による助成事業の実施、他団体の助成事業に関する情報提供やと助成相談により、社会福祉事業や公益的な事業を支援します。

8 福祉関係者との連携と協働

(1) 社会福祉施設等関係団体との協働

次の社会福祉施設団体の事務局として各団体の運営に協力するとともに、事業が円滑に実施されるよう支援します。

①滋賀県老人福祉施設協議会

- ②滋賀県児童成人福祉施設協議会
- ③滋賀県社会福祉法人経営者協議会
- (2) 地域福祉施策検討委員会による提言活動の実施
 - ・市町社会福祉協議会、施設協議会、関係福祉団体など関係者とともに喫緊の福祉課題について認識を共有し、その解決に向けた提案を協働で行います。

9 生活福祉資金貸付事業を通じた、生活困窮者支援活動の実施

委託先である市町社協と協力し、平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援法に基づく相談支援との連携を図り、貸付および償還にかかる相談支援を進めます。

- (1) 生活福祉資金等の貸付による相談支援の充実
 - ①滋賀県貸付審査等運営委員会（定例）の開催
 - ②生活福祉資金、臨時特例つなぎ資金の周知、制度利用の促進
 - ③生活福祉資金、臨時特例つなぎ資金の貸付けによる相談支援活動の充実
 - ④自立相談支援と連携した相談支援の強化
- (2) 生活福祉資金等の償還促進を通じた相談支援の充実
 - ①生活福祉資金、臨時特例つなぎ資金の債権管理の実施
 - ②長期滞納者の督促等による債権管理の強化
 - ③滞納者への相談会の実施
 - ④借受世帯の状況把握及び個別相談支援
- (3) 社会的孤立・生活困窮から住民を守るための支援をすすめる専門的人材の育成および関係機関・団体との連携促進
 - ①担当者研修・ケース検討会の開催
 - ②市町民生児童委員協議会、県・市町行政、ハローワーク等の関係機関・団体との連携促進

10 県立長寿福祉センターの適切な管理運営

当センターを誰もが利用しやすい施設となるよう努めるとともに、利用者ニーズを把握し、利用者に対するサービス向上、利用促進を図り、適切に管理します。

また、設置者である滋賀県と緊密に連携して施設設備の経年使用に伴う劣化や老朽化に計画的に対処していきます。

【事業部門】

1 滋賀の縁創造実践センターとの協働による地域福祉の実践

滋賀の民間福祉関係者が自覚者・責任者として、福祉課題の解決に向けた先駆的な取組を進める滋賀の縁創造実践センターとともに実践を推進することを通して、社会的孤立・社会的排除のない共に生きる地域づくりを推進します。

経 (1) 「滋賀の“縁”」認証事業の推進

○見出す

市町社協と連携を図りながら、県内で展開されている地域福祉活動や地域貢献活動の中から「滋賀の“縁”」認証にふさわしい先駆的な実践を積極的に発掘し、滋賀の縁認証委員会へ推薦します。

【目標：先駆的实践活動の発掘 30箇所】

○育む

「滋賀の“縁”」認証を目指して奨励すべき実践やこれから共生の場づくりを始めようしている活動に対して、これらの活動が「縁・共生の場」として定着していくよう働きかけを行うとともに、必要に応じて研究者や専門職とも連携を図りながら助言や支援を行います。

○広げる

①第2回しが地域福祉フォーラムの開催（再掲）

滋賀県社会福祉大会と併せて開催する「しが地域福祉フォーラム」において、「滋賀の“縁”」として認証されたモデル的な実践や奨励すべき実践を紹介・報告する機会を設け、その意義や活動を展開する上での工夫などを伝えることにより、「縁・共生の場」づくりを県内に広げていきます。

②「小地域福祉活動事例集」(Vol. 11) の発行

今後の地域福祉活動の参考としてもらうため、「滋賀の“縁”」に認証された活動など、市町社協等を通して把握した好事例をまとめ、発行します。

経 (2) 遊べる学べる淡海子ども食堂推進事業の推進

滋賀の縁創造実践センターのリーディングプロジェクトとして推進されている「遊べる学べる淡海子ども食堂」（以下「子ども食堂」という。）について、地域の中に縁を紡ぎ出す象徴的な実践として、県内に普及・定着していけるよう、事業立ち上げの際のアドバイスやコーディネート、推進のための組織づくり、持続的な運営を支える人材の育成を推進します。

①（仮称）子どもの笑顔を育む縁ネットの設立と活動の推進

- ・子ども食堂を県下に広めていくための推進組織として、官民がともに参画する「（仮称）子どもの笑顔を育む縁ネット」（以下「縁ネット」という。）の設立に向けた発起人会を立ち上げるとともに、下半期の設立に向けて準備を進めます。
- ・縁ネットの事務局として、子ども食堂の活動を支援する民間資金の受け皿としての子ども未来基金の活用やフードバンクの設立など、縁ネットが行う支援のスキームを検討し、具体化を図ります。

【目標：縁ネットの設立／平成28年9月を目途】

②子ども食堂の立ち上げ支援

- ・子ども食堂の立ち上げにかかる経費の助成
- ・子ども食堂の立ち上げを支援するコミュニティー・ソーシャル・ワーカーの養成および資質向上のための研修会の開催
- ・スクール・ソーシャル・ワーカーによる福祉と教育の連携

【目標：立ち上げを支援する子ども食堂の数 34箇所】

(3) 児童養護施設等で暮らす子どもたちの社会への架け橋づくり事業の推進

児童養護施設や里親のもとで暮らす子どもたちを対象として、学校の長期休み等を利用し

た就労体験を通じて「働く」ことの意味を考え、また施設職員以外の大人とのかかわりの中でさまざまな社会性を身に付ける機会を提供すること等により、子どもたちが社会の中で自立していくための架け橋づくりを進めます。

①ハローわくわく仕事体験事業

- ・協力事業所の開拓と同事業所での就労体験の実施
- ・児童養護施設等で暮らす子どもたちを対象としたキャリアアップセミナーおよびプロフェッショナルセミナーの開催

②啓発活動

- ・要養護児童への理解を進めるための啓発冊子づくり

③人材育成

- ・施設職員、里親を対象としたセミナーの開催
- ・ボランティア養成のためのセミナーの開催

(4) 子どもが健やかに育まれる地域づくりの推進

子ども未来基金による地域の子育て支援活動に対する助成を行います。また、「(仮称)子どもの笑顔を育む縁ネット」の活動を視野に入れながら、子ども未来基金の今後のあり方について検討し、年度内に結論を得ます。

2 市町社協や団体等との協働による地域福祉の実践

市町社協、社会福祉法人ならびに企業・団体との協働により滋賀の地域福祉を推進する基盤を強化し、制度だけでは解決できない福祉課題に対する協働実践態勢づくりに取り組みます。

(1) 市町社協や社会福祉法人との連携・協働の推進

経

①滋賀の縁塾「多職種連携チームづくり」と連動した実践者および支援者交流会の実施

- ・滋賀の縁創造実践センターとともに各圏域での実践者・支援者交流会を開催し、圏域や市町域における福祉課題の解決に向けた実践者・支援者のネットワークづくりを進めます。

【目標：開催回数 7回（1回×7圏域）】

②市町社会福祉協議会会長会との協働活動・事業の実施

- ・会長会研究の実施
- ・社協トップセミナーの開催

(2) 企業・団体の社会貢献活動の推進

①淡海フィランソロピーネットとの協働

- ・「淡海フィランソロピーネット設立20周年記念事業」を共同で実施し、これを契機に今後の活動の方向性（ネットワークのあり方）を検討します。

②企業・団体の社会貢献セミナーの開催

3 地域福祉を担う人材養成の推進

(1) 専門的人材養成の推進

地域福祉を担う専門職が、社会的孤立と社会的排除のない地域づくりを進めるために必要なコミュニティワークの知識と技術力を高め、多職種連携のチームづくりに必要な力を養うため、福祉課題解決のための協働の土台づくりを進める滋賀の縁創造実践センターとも連携して、効果的な研修を実施します。

①総合生活支援基礎研修

②社会的孤立・生活困窮者支援と地域福祉に関する研修会

③生活支援コーディネーター養成研修

経

④多職種連携マネジメント研修

社協職員等がコミュニティ・ソーシャルワークの基礎を学ぶため、総合生活支援基礎研修、生活支援コーディネーター養成研修、社会的孤立・生活困窮者支援と地域福祉に関する研修を多職種連携マネジメント研修の共有プログラムとして実施します。

経

(2) 生活支援と介護支援の担い手づくりの推進

元気高齢者が、地域で不足する「生活支援サービス」や「介護サービス」等の人材として活躍できる仕組みづくりと滋賀県独自の資格付与制度の創設に向けて検討を進めます。

(3) 民生委員児童委員研修の実施

地域において、日頃の住民同士のつながりをつくり、暮らしの課題を抱える住民に対して住民の立場から相談活動を展開する民生委員児童委員活動を支援するための研修会を実施します。

①民生委員児童委員研修（新任フォローアップ研修、中堅研修、会長研修、主任児童委員研修、人権研修、テーマ別研修）

②心配ごと相談所相談員研修

(4) 社会福祉関係者の実践交流の推進

①第35回滋賀県社会福祉学会の開催

②研究誌「滋賀社会福祉研究第19号」の発行

4 ボランティア活動ならびに生涯福祉学習の推進

ボランティアのすそ野を広げ、住民同士の支え合いの実践活動が県民運動として展開されていくよう、県民のボランティア活動を促進していくとともに、福祉活動の基礎となる福祉意識を醸成していくための生涯福祉学習の推進を図ります。

経 (1) 「縁・支え合いの県民運動」の推進

滋賀の縁創造実践センターが目指す「縁・支え合いの県民運動」を推進するため、滋賀県ボランティアセンターにおいて、市町社協と協働で、誰もが気楽に参加できるボランティア体験プログラムを企画・実施します。また、ボランティア活動に対する助成や情報発信を行います。

①「福祉ボランティア体験プログラム」の実施

・「めざせ10,000人」福祉ボランティア体験活動を進めるため、県内のすべてのボランティア・コーディネーターを対象に「福祉ボランティア体験プログラム」企画講座を開催するとともに、講座の中で企画したプログラムを実践します。

【目標：新たな福祉ボランティア体験者数 3000人】

②レイカディア大学が行う「ボランティアの日」の活動について、企画段階からボランティアセンターが連携することにより、「縁・支え合いの県民運動」の気運醸成につなげていきます。

③「ボランティア体験情報」「ボランティア情報チャンネル」の発行

④ふれあい基金による助成事業の実施

(2) 滋賀県ボランティアセンター事業の再構築

市町社協が設置するボランティアセンターとの役割分担など、県社協が設置するボランティアセンターに求められる機能を整理した上で、滋賀県ボランティアセンター事業を再構築します。

①滋賀県ボランティアセンターのあり方を検討し、平成29年度事業計画へ検討結果を反映します。

②ソーシャルメディアの活用など、個人による情報発信や人の結びつきを利用した情報流通などにより、ボランティア情報が効率的・効果的に拡散していく方策を検討し、年度内に試行を開始します。

経 (3) 生涯福祉学習プログラムの開発

県民の福祉意識を醸成していくため、ボランティアセンターが中心となって、対象者別の生涯福祉学習プログラムを市町社協や社会福祉施設等と共同で開発します。

①全社協モデル事業を活用し、市町社協との協働で対象者別の福祉学習プログラムを開発するとともに、同プログラムを活用した福祉学習をモデル的に実践します。

②社会人を対象とした「縁実践ボランティア体験プログラム」の企画・実施

淡海フィランソロピー・ネットワークとの協働による体験プログラムを企画・実施します。

【目標：体験者数 100～120人】

③県社協の資源を活用した福祉学習

福祉用具センターが実施する「インスタントシニア体験事業」を効果的に組み入れた福祉学習プログラムを開発します。

(4) 教員免許取得者のための介護等体験事業の実施

5 災害ボランティアセンターの運営と事業推進

常設化3年を迎え、県域での災害時における支援ネットワークの充実に併せ、圏域での災害時要配慮者と支援者のつながりづくりを進めます。併せて、市町の災害ボランティアセンターの基盤づくりと中核運勢支援者の育成を一体的に行います。

(1) 滋賀県災害ボランティアセンター運営協議会（運営協議会）の運営

(2) 滋賀県災害時要配慮者支援ネットワーク会議の運営

(3) 災害ボランティアセンター機動運営訓練の実施

(4) 災害ボランティアセンター中核運営支援者研修会ならびに連絡会の実施

(5) 市町災害ボランティアセンター基盤強化の実施

(6) 除雪ボランティア広域調整事業の実施

6 権利擁護の理解を進めるための広報・啓発や学習の場づくり

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「障害者虐待防止法」）および、「成年後見制度」等権利擁護の理解を進めるために普及啓発や学習の場づくりを進めます。

(1) 権利擁護理解を進めるための学習の場づくり、啓発活動

①権利擁護支援フォーラムの開催

②各団体等研修（講師）等の支援及び権利擁護普及啓発活動

7 権利擁護に関するネットワークづくりや専門職の資質向上の促進

各圏域成年後見・権利擁護支援センターを中心とした権利擁護支援のしくみが構築されるよう、また、「障害者虐待防止法」の円滑な推進および、権利擁護支援が県域・圏域・各市町における行政や社協関係機関・団体、専門職が連携し取り組めるよう、県および市町行政、関係機関・団体や専門職と協力し、基盤づくりを進めます。

(1) 各圏域成年後見サポート・権利擁護支援センターを中心とした「権利擁護支援のしくみ」の構築推進

①各圏域成年後見サポート・権利擁護支援センターへの協力

・各運営委員会等への参画

・なんでも相談会への協力

②圏域成年後見サポート・権利擁護センター連絡会の開催

(2) 成年後見制度利用支援の推進および体制整備

①成年後見申し立て事務に関する研修会の開催

(3) 県および専門職（団体）等との協働による、各市町権利擁護支援体制整備の促進

8 障害者の権利擁護や虐待防止のための相談支援の推進、専門職の資質向上の促進

障害者および、高齢者の権利擁護のための相談支援を、行政や関係機関・団体、専門職等との連携を強化し、進めます。また、相談支援担当職員や施設従事者の資質向上のための研修の実施等を進めます。

(1) 滋賀県障害者権利擁護センターの運営

①使用者虐待に関する相談や通報、届け出の受理

②虐待を受けた障害者の問題や養護者支援等に関する相談支援

③障害者虐待防止に関する情報収集、分析等

- (2) 権利擁護相談、障害者110番事業の運営
- (3) 専門相談（弁護士相談）
- (4) 障害者虐待防止に関わる人材育成、体制整備の推進
 - ①相談窓口担当職員向け研修会
 - ②施設従事者向け研修会
 - ③企業向け啓発研修会
 - ④市町障害者虐待防止センター担当職員連絡会
- (5) 障害者虐待防止法・（障害者）権利擁護センター普及啓発活動
 - ①リーフレットの作成、配布、その他広報啓発活動

9 地域福祉権利擁護事業の推進および支援

市町社協が実施する地域福祉権利擁護事業が、権利擁護を担うサービス等の一つとして、適正かつ効果的に実施できるよう情報交流・研修、研究協議等により推進・支援します。また、社会的孤立・生活困窮から住民を守り、権利擁護支援を進める専門的人材の育成を図ります。

- (1) 地域福祉権利擁護事業の適正かつ効果的実践推進
 - ①市町社協への個別支援（個別ケース、運営・体制整備等への支援）
 - ②リスクチェック個別相談会の実施
 - ③地域福祉権利擁護事業担当者会議の開催
 - ④契約締結審査会の運営
- (2) 社会的孤立・生活困窮から住民を守り、権利擁護支援をすすめる専門的人材の育成および、今後の社協が権利擁護支援において担う役割等についての研究への取組
 - ①新任職員・生活支援員対象基礎・分野別研修会の開催
 - ②担当者（専門員）研修・研究会の開催
- (3) 社会的孤立・生活困窮から住民を守り、権利擁護支援を進める活動の推進
 - ①市町社協への個別支援（個別ケース、運営・体制整備等）
- (4) 地域福祉権利擁護事業体制整備の推進
 - ①会長会と協働した今後のあり方の検討

10 権利擁護委員会の運営

権利擁護センターの公正かつ適正な業務遂行を確保するとともに、権利擁護に関する重要事項・課題について検討・研究・提言等を行います。特に、「差別解消法」や「意思決定支援」などの動向について先進事例等の情報収集、分析、研究等を進めます。

- (1) 権利擁護委員会の運営
- (2) 権利擁護に関する情報収集・分析・研究

【滋賀の縁創造実践センター】

1 縁・共生の場づくり

5年間の目標⇒ 縁・共生の場づくり 300か所(概ね小学校区に一つ)

【リーディングプロジェクト】

(1) 全員参加型公私協働で取り組む「遊べる学べる淡海子ども食堂」推進事業

- モデル事業の募集と立上げ・運営支援
- 淡海子ども食堂開設準備講座
- 手引書の作成
- 淡海子ども食堂交流学习会

〈県社協事業〉

- 子どもの笑顔を育む縁ネットの設立と活動推進
- 子ども食堂等コミュニティサービスの持続的な運営を支える人づくり（(仮称) 生きがい就労・地域づくりマイスター資格取得講座）
（※滋賀の縁創造実践センターからの施策提案が県の事業として具体化）

〈県・県社協・滋賀の縁創造実践センターの三者による共同事業〉

(2) 「滋賀の縁」認証事業

- 見出す
住民と専門職が協働しながら、社会的孤立や困窮等、人々の福祉課題をキャッチし、さまざまな背景もつ人々の社会参加と豊かな支えあいを具体化している好事例を、滋賀の縁創造実践センター会員とともに発掘します。
- 育む
認証をめざして推奨する活動に対して、「縁・共生の場」として活動が豊かに広がり、継続していくよう、研究者による助言も得ながら支援を行います。
- 広げる
県や県社協がもつ波及の機会や媒体を生かして、認証された活動の良さや工夫どころを広報し、それを吸収してもらうことにより、「縁・共生の場」づくりを県内に広げます。

2 課題解決のためのネットワークづくり

5年間の目標⇒ 課題解決のためのネットワークづくり 15か所(概ね福祉事務所単位)

(1) 滋賀の縁塾の開催

- 多職種連携のためのチームづくりを学ぶ場として、圏域ごとに開催
- 多職種連携のマネジメント講座（中央研修）

(2) “事例検討”多職種サロンの開催〈県社会福祉士会との協働〉

「一つの施策やサービスでは支援できない」という現場の気づきを、多職種・多分野連携によるトータルサポートにつなげていくための実践的な研修として、事例検討会の実際を学ぶミニ講座を、会員施設を拠点に開催（7回／各圏域1回）

3 制度だけで対応できない生活課題の解決のためのモデル事業の企画と実施

5年間の目標⇒ 15事業の実施

- (1) 企画会議
 - 企画小委員会
 - リーダー会議
- (2) 居場所づくり小委員会モデル事業
 - 不登校等しんどさを抱える子どもの居場所「フリースペース」事業
 - 手をつなぐ育成会との協働による、障害のある人と家族のホッとできる場づくり
- (3) 要養護児童の自立支援小委員会モデル事業
 - ①自立後のサポート活動（居場所、サポーター養成、家計のサポートなど）
〈県社協事業〉
 - ②児童養護施設等で暮らす子どもたちの社会への架け橋づくり事業
（※滋賀の縁創造実践センターからの施策提案が県の事業として具体化）
 - ハローわくわく仕事体験事業
 - ・協力事業所の開拓
 - ・協力事業所での就労体験
 - ・キャリアアップセミナー、プロフェッショナルセミナー
 - 啓発活動
 - ・要養護児童への理解をすすめるための啓発冊子づくり
 - 人材育成事業
 - ・施設職員、里親のためのセミナー
 - ・ボランティア養成のためのセミナー
- (4) ひきこもり等の支援小委員会モデル事業
 - 制度にとらわれない訪問型支援事業（甲賀モデル、他1モデル）
 - 本人、家族の居場所づくり事業
 - 支援にかかわる人材育成
- (5) 生きづらさを抱える人の働く場づくり小委員会モデル事業〈「働きたい」を応援事業〉
 - 事業所内の仕事の切り出しや地域からの受注による「小さな働く場」づくりの推進
- (6) 制度の横だし・運用改善小委員会モデル事業
 - 医療的ケアを要する重度障害児者の入浴支援事業

4 国、県、市町への施策提案

5年間の目標⇒ 20の提案

- (1) 協定にもとづく知事との懇談会
- (2) 施策提案
- (3) ひとり親家庭の支援強化のための調査研究

5 縁・支え合いの県民運動

5年間の目標⇒ 新たに福祉のボランティア体験をする人 10,000 人 ※100 施設×2 回体験事業実施×10 人×5 年

- (1) 「えにしの日」（3月11日）の制定（3.11を含む1週間は「えにし週間」）
東日本大震災が発生した3月11日は、すべての人にとって、命の尊さと、絆・地域コミュニティの大事さを再確認する日です。
滋賀の縁創造実践センターは、今、私たちが一番大切にしたい“思い”が詰まったこの日

を、「えにしの日」と定め、「えにしの日」を含む1週間を「えにし週間」として、多くの県民が心をつなぎあい、地域コミュニティを感じる取組を会員の温かな思いで企画し、実施します。

〈県社協事業〉

(2) 県ボランティアセンターによる「福祉ボランティア体験事業」の実施

- レイカディア大学「ボランティアの日」における体験プログラムの実施
- 社会人を対象とした福祉ボランティア体験事業
- 市町社協との協働による、福祉施設が実施する体験プログラムの開発と実施する施設のサポート。

6 縁の実践のさらなる拡大

(1) つながり・ひろがる縁フォーラムの開催

滋賀の縁創造実践センター3年目スタートの総会とあわせて、つながり・ひろがる縁フォーラム2016を開催するとともに、県内各圏域において他圏域の実践と交流する場を設ける。

(2) 人づくり、人つなぎ事業

- ふく楽カフェ・えにし〈滋賀県介護・福祉人材センターとの連携〉
- 男女の縁結び事業（会員からのアイデア募集により充実を図る）

(3) 広報活動

- えにし通信 年4回発行（4月、7月、10月、1月）
- ニュースレター（今月のえにし）
- ホームページやフェイスブックでの広報
- 映像資料の作成（研究者チームとの協働、活動者との協働）

(4) 会員の拡大

ともに活動する団体、個人、応援してくださる方たちへの働きかけを強化

(5) 会務の運営

【人材部門】

<介護・福祉人材センター>

経 1 2025年を見据えた挑戦的な事業の企画・実施

介護・福祉人材センターの企画調整機能を強化し、本会が実施する介護・福祉人材確保・育成に関する事業の総合調整、新規事業の検討・企画と実施に向けた調整等を行います。特に、平成28年度においては、社会福祉施設等と連携を図りながら、次の取組を進めます。

- ①介護・福祉の職場で働く人たちの登録制度の検討と制度設計
- ②介護の場で働く意欲を持つ元気高齢者を対象とした滋賀県独自資格認証制度の検討・試行
- ③潜在介護人材再就業支援の枠組みづくりと試行
- ④介護職員実務者研修の平成29年度実施に向けた準備・調整
- ⑤研修事業のあり方検討

経 2 未就業者の獲得を目指した取組の推進

一人でも多くの新規就業者を獲得するため、あらゆる機会をとらえた相談支援活動を展開します。併せて、若年層の獲得に焦点を当て、高校や大学等へのアプローチを強化します。

また、高齢者が介護人材として就労することができるよう、滋賀県独自の人材養成と資格制度の創設に向けた研究とモデル的な取組を開始します。

(1) 求職者を就労に着実に結びつける相談支援の実施

①多様な相談機会の確保

求職者に介護・福祉の仕事や職場に関する情報を届け、就職相談に応じる機会として、ハローワーク、就業支援機関、社会福祉施設等と連携しながら、出張相談・巡回相談や就職フェアを開催します。

②求職者に対する伴走型支援の実施

これまでの求職相談のあり方を見直し、介護・福祉人材センターへの来所者や出張相談等で相談に応じた求職者が他分野に逃すことなく、介護・福祉の職場への就労に確実に結びつけられるよう、きめ細かな就職支援を行います。

- ・求職者に対する定期的な情報提供や個別ガイダンスの実施
- ・職場体験事業の実施
- ・就職後のフォローアップのための職場訪問や相談支援
- ・新規就業者を対象とした交流会の開催

(2) 高校生・大学生に対する人材確保対策の強化

高校生や大学生が介護・福祉の仕事を進路として選択するよう、学校訪問やカフェの開催、体験活動、修学資金の貸付等を一体的、総合的に実施します。

①福祉の仕事入門スクールの開催（高校）

②滋賀の縁創造実践センターと連携・協働した「ふく・楽cafe～縁～（～ふくしの仕事と楽しく生きる～）」（介護・福祉の現場で働く現役職員と大学生の交流会）の開催

③介護福祉士修学資金等貸付事業、保育士修学資金等貸付事業の実施

(3) 介護分野へ元気高齢者の就労促進

介護人材が不足する中、意欲のある高齢者が生きがいを持って介護・福祉の現場で働くことができるよう、高齢者を対象とした滋賀県独自資格付与制度の創設に向けた検討とモデル的实践を行います。

経 3 再就業希望者を対象とした就業支援の推進

平成29年度から予定されている離職した介護福祉士の届出制度の導入に向けて、社会福祉施設や関係団体等と連携を図りながら、潜在有資格者や経験者の把握・登録を進めるとともに、

再就業を後押しするための事業を実施します。

(1) 潜在的介護人材再就業支援システムの構築

介護人材の把握と登録、就業ブランクを埋めるための再教育、再就職準備金貸付、新たな就職先の斡旋など、関連の事業を有機的に結び付けた支援システムの構築を図ります。

(2) 潜在的有資格者再就業支援事業の滋賀県老人福祉施設協議会との共同実施

(3) 再就職準備金貸付事業の実施

経 4 介護・福祉人材の確保に向けた広報活動と定着支援

介護・福祉人材の確保に向けて、介護・福祉の仕事のイメージアップを図るため、これまでの広報活動を抜本的に見直し、介護・福祉に直接関係しない人たちを含む社会全体とのコミュニケーションを通じて、介護・福祉の仕事への理解やイメージアップ、魅力発信を図るの効果的な広報やイベントを検討し、実施します。

また、福祉職場への人材定着を図るため各種研修を実施します。

(1) 介護・福祉の仕事の魅力の発信強化

①効果的な広報の検討と実施

介護・福祉関係者と広告デザインやソーシャルメディアの関係者など広報のプロフェッショナルを加えた「介護・福祉の仕事 魅力発信チーム」を組織して、新たな視点で戦略的な広報を検討し、実施します。

②マスコミと連携したキャンペーンの企画と実施

③他団体が主催する研修、啓発活動、職場説明会等を活用した効率的な広報の実施

(2) 人事労務管理に関するセミナーの開催

(3) ブラザー・シスター制度

より多くの事業所にブラザー・シスター制度を理解し導入してもらうよう、種別団体と協力して定着に向けた研修会等を開催し、制度のPRに努めます。

また、職場内研修支援事業として、登録講師制度などを活用し、職場内研修など各種学習活動にかかる講師の紹介や相談を実施します。

①ブラザー・シスター育成研修

②ブラザー・シスター育成支援員派遣事業の実施

【目標】ブラザー・シスター養成数 30 人以上/年

③職場内研修支援事業の実施(登録講師(12名)による派遣研修)

(4) 介護職員実務者研修通信課程の平成29年度実施に向けた準備

全国社会福祉協議会中央福祉学院が実施する介護職員実務研修通信課程について、本会における平成29年度からのスクーリング実施に向け、準備・調整を行います。

(5) 雇用定着動向調査の実施

5 階層別研修の強化(生涯研修の推進)と課題別研修の充実

県内福祉関係従事者の質の向上を図ることを目的に、福祉・介護職員がそれぞれのキャリア段階に応じて求められる能力を体系的に習得することができるようプログラムの強化を行います。更に、高齢・障害・児童など分野ごとに必要とされる能力について課題別研修として実施し、ケアの質を高めることに努めます。

また専門研修が演習を主とした主体的研修となったことに伴い、演習を円滑にすすめるためのファシリテーターの力量を高める研修を新たに実施します。

(1) 階層別研修の実施

①ステップⅠ介護入門講座(対象:未経験者)

1日×2コース

(内容)・福祉職員の職業倫理の理解

・援助の基本理解

②ステップⅠ研修(対象:新任期職員)

4日×3コース

(内容)・キャリアデザインとセルフマネジメント

・組織におけるコミュニケーションの基本

- ・福祉の理念と福祉事業従事者の心構え
- ・滋賀の福祉を学ぶ
- ・対人援助の基本
- ・記録入門

③ステップⅡ研修（対象：中堅職員） 3日×2コース

- （内容）・福祉サービスの基本理念と倫理
- ・自己の能力開発とOJTによる後輩職員の指導
 - ・メンバーシップとコミュニケーション
 - ・業務の問題解決

④ステップⅢ研修（対象：指導的立場の職員） 4日×1コース

- （内容）・福祉サービスの基本理念と倫理
- ・リーダーシップと問題解決
 - ・質の高いチームケアをめざすスーパービジョン

⑤管理者研修（対象：管理職員） 2日×1コース

- （内容）・福祉サービスの基本理念と倫理
- ・管理職員としての能力開発と人材育成
 - ・運営管理職員のリーダーシップ
 - ・リスクマネジメント
 - ・組織運営管理

(2) 課題別研修の実施

- | | |
|-------------------|---------|
| ①OJT推進研修 | 3日×1コース |
| ②介護過程の理解 | 2日×1コース |
| ③高齢者の排泄ケアの事例検討 | 2日×1コース |
| ④発達障害の理解 | 1日×2コース |
| ⑤対人援助の在り方と事例検討の手法 | 2日×1コース |
| ⑥相談支援の考え方と手法 | 1日×1コース |

(3) ファシリテーター養成研修

実践に役立つスーパービジョン研修(主任介護支援専門員対象) 3日×1コース

6 介護支援専門員養成研修の実施

介護保険制度の中核となる介護支援専門員の資格取得に必要な「実務研修」、資格の更新に必要な「現任研修」、「更新研修」ならびに中核的人材を養成する「主任介護支援専門員研修」など介護支援専門員の養成と質の向上にかかる研修を滋賀県介護支援専門員連絡協議会と連携して実施します。

- | | |
|-------------------|-------|
| (1) 介護支援専門員実務研修 | 2コース |
| (2) 介護支援専門員現任研修 | 9コース |
| (3) 介護支援専門員更新研修 | 10コース |
| (4) 介護支援専門員再研修 | 1コース |
| (5) 主任介護支援専門員養成研修 | 1コース |

7 認知症関連従事者研修の実施

今後増加する認知症高齢者の尊厳を守り、利用者主体の質の高い介護を提供するため、介護従事者に必要な基本理念や知識ならびに実践力を習得するための各種研修を実施します。

平成29年度からの改正に向けてプログラム内容も国の基準に則り実施できるよう、指導案作り等準備します。また認知症リーダーフォロー研修については、研修終了後、指導者研修やファシリテーターとして活動します。

- | | |
|----------------|-----------------------------|
| (1) 認知症介護基礎研修 | 1日×6コース
(東部・西部・北部・南部で実施) |
| (2) 認知症介護実践者研修 | 7.5日×3コース |

(3) 認知症介護実践リーダー研修	10日×1コース
(4) 認知症介護実践リーダーフォローアップ研修	5日×1コース
(5) 認知症対応型サービス事業管理者研修	2日×2コース
(6) 認知症介護サービス事業開設者研修	1日×1コース
(7) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	2日×2コース
(8) 権利擁護推進員（身体拘束廃止に向けた推進員）養成研修	4日×1コース
(9) 身体拘束廃止セミナー	1日×1コース

<レイカディア振興担当>

1 地域の福祉課題の解決に寄与する人材の育成

レイカディア大学の学生やOBをはじめとした、社会参加、社会貢献意欲の高い高齢者が、地域の福祉課題の解決や誰もが暮らしやすい共生の地域づくりに貢献できる新たな「働き方」を研究・試行し、滋賀モデルとしての構築を目指します。

経

(1) 生きがい就労・地域づくりマイスター（仮称）資格取得講座の開催

滋賀の縁創造実践センターがリーディングプロジェクトとして推進している「遊べる学べる淡海子ども食堂」など、地域課題に取りくむ団体やグループの持続的な活動を支える人材を育成するため、レイカディア大学の併設講座として、元気高齢者を対象とした活動運営マネージャーの養成講座を開催します。また、修了者に対しては独自の資格を付与し、運営マネージャーとしてのモチベーションを高めます。

・学生数…25名

・学習内容…座学、社協訪問、現場体験研修（実習）、グループ演習、報告会、検討会など

(2) 生活支援と介護支援の担い手づくりの推進（再掲）

元気高齢者が、地域で不足する「生活支援サービス」や「介護サービス」等の人材として活躍できる仕組みづくりと滋賀県独自の資格付与制度の創設に向けて検討を進めます。

2 高齢者の健康と生きがいづくりの推進

高齢者がスポーツや文化活動に親しむ機会や日ごろの生きがいづくり活動を発表する場の提供を通じて、また高齢者自らが地域活動に参画することによって、健康や生きがいに対する意識の高揚を図るとともに、地域間・世代間の交流を促進し、社会参加への底辺拡大を推進します。

(1) レイカディア・シルバー作品展

会場：県立文化産業交流会館（米原会場）、県立長寿社会福祉センター（草津会場）

出展数：約450点

作品づくり入門教室：シルバー作品展に併設し、高齢者の作品づくりを支援します。

(2) スポーツ等交流大会開催事業

卓球ほか 27種目

(3) 全国健康福祉祭ながさき大会“長崎で ひらけ長寿の 夢・みらい” 参加選手派遣事業

派遣人員 24種目 約180名

(4) 高齢者自主活動グループ新規立ち上げ支援事業

地域で見守りや生活支援等が必要な高齢者や地域で孤立しがちな世帯等に対し、必要な援助を行う高齢者の自主活動グループを新規に立ち上げ、活動するための必要な経費を助成します。

(5) レイカディア振興運営委員会の開催

明るい長寿社会づくり推進事業のあり方や運営に関する事項について、学識経験者、関係団体、関係行政機関からなる委員により、幅広い意見や提言をいただきます。

3 学習機会の提供による地域の担い手の養成

高齢者が時代の要請する実践的な新しい知識や教養、技術を身につけ、地域の担い手として登場できるよう支援するため、レイカディア大学を運営します。

(1) レイカディア大学の運営

地域を担う人材として必要な知識や技術を2年間で修得します。

・学生数／一学年…草津校 5学科145名・米原校 3学科70名 合計8学科215名

①地域活動体験学習・課題学習

必修講座の一環として、学生一人ひとりが地域活動を体験し、さらにグループとなって地域活動等を企画・運営します。

②大学祭

日頃の学びを発表・実践することを通じて学習をより一層深めるとともに卒業生や地域との交流を行います。

③ボランティアの日

実践的な地域活動につながるよう学生が力を合わせて一斉にボランティア活動を行います。

④公開講座

必修講座、選択講座の一部を一般に公開し、学ぶ楽しさや喜びを体験していただき、それを糸口として引き続き学習が継続できるよう支援します。

⑤学校見学

本学を広く知っていただけるよう年間を通して実際の授業の様子や学習環境等を見学できる機会を設けます。

⑥学校説明会

本学を支援する卒業生から成るサポート隊の協力を得て、本学についての説明および入学案内を地域で行います。

(2) 地域活動人材情報（レイボラ）の運用

卒業生の地域活動を支援します。

4 社会福祉に関する情報、資料の収集および提供

中高年者の生きがい・役割づくり・健康づくりについての啓発、普及を行うために、高齢期の社会参加や生きがいづくりの促進につながる情報や健康に関する情報を発信し、豊かで生きいきとした長寿社会づくりについての意識を高めます。またインターネットを通じ、社会参加や仲間づくりの情報提供や交流を推進します。

(1) 広報誌（じゅげむ）の発行

・年4回、各8,000部発行

(2) びわこシニアネット参加推進事業

・ホームページ「びわこシニアネット」の充実および参加促進

5 長寿社会づくりに関する調査および研究の実施

高齢社会における現状および将来についての調査研究を行い、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ち、生きいきと暮らせる地域づくりのための有益な情報提供や提案等を行います。

【福祉用具センター】

1 福祉用具等の展示・相談および普及・啓発の実施

生活に密着した福祉用具の提供が求められている中、福祉用具に関する幅広い情報を入手し、利用者の自立生活や安全安楽な介護に向けて、多様な相談に対応できるよう努めるとともに、福祉用具の展示および試用貸出を行い、福祉用具の普及・啓発に取り組みます。

- (1) 福祉用具の展示・相談および正しい知識の普及・啓発
 - ①福祉用具センター展示室の管理運営
 - ②福祉用具展示用品の試用評価および貸出等による活用
 - ③福祉用具展示相談会の開催
 - ・第12回福祉用具展示相談会
 - ・福祉用具展示相談会 in ひこね
 - ④福祉用具普及検討委員会の開催（2回）
 - ⑤福祉用具・住宅改修についての情報収集および情報提供
 - ⑥福祉用具センター見学者の受け入れ
 - ⑦福祉用具・住宅改修に関する専門的な相談対応
- (2) 介護・出前講座の実施
 - ①体験学習（高齢者疑似体験等）の実施
 - ②住民、福祉・介護職員共通の出前講座の実施
 - ③福祉・介護職員向け出前講座の実施
- (3) 関係機関・団体等との連携
 - ①県立リハビリテーションセンター支援部との連携（事業推進担当）
 - ・県立リハビリテーションセンター事業への協力
 - ・福祉用具センター事業に協力依頼
 - ・福祉用具展示相談会に協力依頼（更生相談担当）
 - ・補装具・福祉用具に関わる総合相談の充実（ワンストップ相談）
 - ・市町障害者福祉担当職員研修の協働実施
 - ②福祉用具メーカー・福祉用具貸与販売事業所との連携
 - ・福祉用具展示品の寄託依頼
 - ・福祉用具展示相談会への出展依頼
 - ・研修へのサポート協力依頼
 - ③福祉用具の改造・製作につながる機関、職能団体等との連携
 - ・福祉用具センターの業務や福祉用具のメンテナンスについての説明会の開催
 - ・福祉・医療関係職能団体との連携
 - ・高齢者施設に対するキャリアアップ事業（フィッティングと介助法）の実施
 - ④患者会等の各団体との連携
 - ・福祉用具・住宅改修に関する啓発事業および広報活動への協力依頼
- (4) ボランティア活動等の支援（自助具製作等の技術指導や情報提供の実施）
 - ①自助具製作グループの事業への協力
- (5) 大規模災害時における福祉用具の供給体制の拠点
 - ①福祉用具展示品の活用について、福祉用具メーカーとの協議
 - ②日本福祉用具供給協会滋賀ブロックと市町との福祉用具供給体制整備のための支援
 - ③滋賀県災害ボランティアセンターとの連携

【年間利用者数目標値】平成28年度 4,750人（試用評価を含む）

・広報誌、パンフレット、ホームページ、研修、県社協事業などあらゆる機会を通じて

利用を増やすよう努めます。

2 福祉用具等の改造・製作ならびに技術の開発

本人や家族とともに日常的なかかわりのある支援者、専門機関などと連携し、利用者の心身の状況や使用環境等利用者と福祉用具の適合状況について評価分析を実施し、分析結果をもとに必要な改造・製作を行い、利用者にもっともふさわしい福祉用具を提供します。

- (1) 福祉用具等の評価
- (2) 福祉用具の改造・製作（相談を受け、利用者、家族、支援者、技術者等で検討し実施）
 - ①日常生活を安全に快適に過ごすための改造・製作
 - ②生活をより豊かにするための改造・製作
 - ③介護負担を軽減するための改造・製作
- (3) 自助具製作グループとの連携および技術指導

【改造・製作の納期目標】利用者の改造依頼から手元に届くまで3週間以内

・必要とする人ができる限り早く、福祉用具を利用した快適な暮らしができるよう目標を設定し取り組みます。

3 福祉用具等に関する研修の実施

福祉・介護・保健・医療分野の専門職を対象に、福祉用具・介護技術に関する研修を実施するとともに、福祉用具専門相談員等専門的人材を育成する研修を実施し、福祉用具の普及に向けた支援等を行います。

- (1) 専門職種に向けた福祉用具の正しい知識の啓発
 - ①福祉用具・住宅改修セミナー
- (2) 介護技術に関する専門的人材の育成研修（介護技術の段階に応じた研修）
 - ①介護技術初級（基礎Ⅱ・活用編）
 - ②介護技術中級（テーマ別研修）
 - ③介護技術上級（テーマ別研修）
- (3) 福祉用具・住宅改修に関する専門的人材の育成研修
 - ①住宅改修に関する研修
 - ②福祉用具専門相談員に関する研修
- (4) 市町、福祉関係施設職員の知識・技術の習得のための研修
 - ①リハビリテーション関係職員研修
 - ②その他、看護職員、介護者、障害者施設職員、学校関係者に対する研修
- (5) 福祉用具に関する高度な専門知識を有する人材育成
（公益財団法人テクノエイド協会資格修得研修）
 - ①福祉用具プランナー研修

【研修受講者数】目標値：平成28年度 1,250人

【受講料収入】目標値：平成28年度 1,000,000円

・研修等の実施により専門職種に向けた福祉用具の正しい知識の啓発を行います。

【運営適正化委員会】

1 運営適正化委員会の運営

福祉サービスに関する利用者からの苦情の適切な解決を図ることにより、より良い福祉サービスの提供を促し、利用者の権利擁護を行っていきます。

今年度は委員の改選にあたるため、選考委員会を開催し、委員の選任を行います。

- (1) 選考委員会の開催（1回）
- (2) 全体委員会の開催（1回）
- (3) 苦情解決合議体の活動
 - ① 苦情解決合議体の開催（1回／1月）
 - ② 必要に応じた事情調査の実施
 - ③ 必要に応じたあっせんの実施
 - ④ その他寄せられた苦情相談の解決に必要な活動

2 福祉サービスの苦情解決に関する広報啓発

利用者、社会福祉事業の経営者等に対して、運営適正化委員会や苦情解決の取組について幅広く周知し、苦情を安心して相談等することができるように広報・啓発をおこないます。

- (1) 運営適正化委員会の周知
- (2) 福祉サービスの苦情解決に関する啓発

3 事業所における福祉サービスの苦情解決の推進

社会福祉事業の経営者の段階における自主的な苦情解決が適切に行われるよう、巡回訪問や研修会等を行います。

- (1) 福祉サービス苦情解決研修会の開催
- (2) 第三者委員研修会の開催
- (3) 福祉サービス事業所巡回訪問
- (4) 第三者委員活動事例集の作成

4 地域福祉権利擁護事業の適正な運営の確保

市町社会福祉協議会が実施する地域福祉権利擁護事業の適正な運営を確保するため、運営監視を行います。

- (1) 運営監視合議体の開催（3回）
- (2) 地域福祉権利擁護事業定期現地調査の実施（10実施主体）
- (3) 地域福祉権利擁護事業の苦情案件への対応、緊急現地調査の実施（随時）